

【添付書類一覧表】

No.	添付書類
①	世帯全員の住民票
②	学生証（写） ※被扶養者にしたい方が「高校生以上の学生の場合」のみ提出
③	配偶者の収入書類（源泉徴収票等）
④	直近3ヶ月分の給与明細（写）または雇入通知書（写）等、今後の収入見込額が計算できる書類
⑤	所得証明書（非課税証明書） ※ただし、次のいずれかに該当する場合は、提出不要 <ul style="list-style-type: none"> ・任意継続（注1）に切替の方で、被扶養者にしたい方が従前より自身の被扶養者であった場合 ・定年再雇用の方で、被扶養者にしたい方が従前より自身の被扶養者であった場合 ・被扶養者にしたい方が、学生の場合 ・被扶養者にしたい方が、前年以前に海外居住をしており、本書類が発行できない場合
⑥	離職票1・2（写）
⑦	雇用保険受給期間延長通知書（写） ※交付前の場合は、後日提出
⑧	雇用保険受給資格者証（両面の写） ※受給終了者は受給終了印がある雇用保険受給資格者証（両面の写）を提出
⑨	働いていた時の給与明細直近1ヶ月（写）と退職証明書
⑩	被扶養者にしたい方の住民票 ※ただし、「①世帯全員の住民票」の提出が必要な方で、被扶養者にしたい方が世帯全員の住民票の中に表示されている場合は、提出不要
⑪	直近の年金振込通知書、または年金改定通知書、または年金支払通知書（各両面の写）
⑫	廃業届書等、廃業を確認できるもの ※被扶養者にしたい方が、「自営業・農業等を廃業した場合」のみ提出
⑬	直近の確定申告書B（写）と収支内訳書（写） ※青色申告を行っている場合は、直近の確定申告書B（写）と青色申告決算書（写）を提出
⑭	保険給付の支給期間と金額を確認できる書類（給付金支給証明書等）
⑮	資格喪失証明書 ※被扶養者にしたい方が、次のいずれかに該当する場合のみ提出 <ul style="list-style-type: none"> ・任意継続（注1）をしていた場合（SMBCファイナンスサービス健康保険組合にて任意継続をしていた場合を除く） ・被保険者以外の者の被扶養者となっていた場合 ・雇用契約、収入状況の変化等により、加入していた健康保険の資格を喪失した場合
⑯	他の扶養義務者（被扶養者にしたい方の配偶者、子、兄弟姉妹等）の所得証明書（非課税証明書） ※被扶養者にしたい方に「他の扶養義務者がいる場合」のみ提出
⑰	戸籍謄本等、被扶養者にしたい方の続柄および他の扶養義務者の有無を証明できる書類
⑱	婚姻日、養子縁日等、事由発生日が確認できる書類 ※「戸籍の異動に伴う申請の場合」のみ提出

（注1）任意継続とは、在職時に加入していた健康保険に退職後も継続して加入する制度のこと

（注意事項）

- ・状況により、他の書類の提出を追加で依頼する場合があります。
- ・住民票・所得証明書（非課税証明書）は、マイナンバーの記載のないものを添付してください。